

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20241004	横見一夫	広島県三原市沼田東町片島551番地16号	本社営業所	広島県三原市沼田東町片島551番地16号	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項及び法第27条第3項	令和5年9月20日及び同年12月1日、継続監視の監査対象であることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出・運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)	6	6